

議案第 59 号

愛西市水道事業給水条例等の一部改正について

愛西市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行等に係る特例を定めるため必要があるからである。

愛西市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(愛西市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第36条第1項第2号中「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に改める。

(愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「愛西市排水設備指定工事店規則（平成21年愛西市規則第2号）第5条の規定」を「規則の定めるところ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定した者が排水設備工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(愛西市下水道条例の一部改正)

第3条 愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定した者が排水設備の新設等の工事を行う必要があると認めるときは、この限

りでない。

第6条第2項中「前項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。